

標 識

下記の特定空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定による措置をとることを、令和4年9月16日付け木住第160号-11により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 千葉県木更津市中里二丁目3番4号（住居表示）

用 途 住宅

2 措置の内容

- (1) 建物を除却してください。
- (2) 敷地内に放置されたゴミ・部材を撤去してください。
- (3) 敷地内の雑草を処理してください。

3 命ずるに至った事由

- (1) 建物全体が腐朽、傾斜しています。
 - (2) 屋根、土台、外壁、ガラスが破損しています。
 - (3) 敷地内にゴミ、部材が多数放置されています。
 - (4) 敷地内に雑草が著しく繁茂しています。
 - (5) ゴミ等の放置及び雨水浸水により臭気及び蚊等が発生しています。
 - (6) 開口部が破損し、容易に侵入できる状態で放置されています。
- ※ 当該特定空家等は「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険になるおそれがある状態」及び「その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」に該当します。

4 命令の責任者

木更津市 都市整備部 住宅課長 笹生 利一

電話番号 0438-23-8599

5 措置の期限 令和4年11月15日

